

口コミ投稿者の競争関係者該当性について

大阪地方裁判所令和2年11月10日判決（令和2年（ワ）第3499号）
（裁判所ホームページ）

知的財産法研究会
弁護士 富田 信雄

第1. 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

本件は、原告が、氏名不詳者（以下「本件発信者」という。）により「Trenjyo」と称するウェブサイト「<http://trenjyo.com>」（以下「本件ウェブサイト」という。）の1つのウェブページ「<http://trenjyo.com/post/1266>」（以下「本件ウェブページ」という。）に掲載された下記2(2)記載の1～6の記載（以下、番号に合わせて「本件記載1」などといい、本件記載1～6を合わせて「本件各記載」という。）は、①競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布するものであり（不正競争防止法2条1項21号）、②原告の競業者の商品についての品質等誤認表示5（同項20号）に該当し、また、③名誉毀損行為として一般不法行為に当たると主張して、本件ウェブページが設置されていたウェブサーバーの管理者である被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案である。

2. 前提事実について

(1) 当事者

原告は、インターネット・テレビ等を利用した通信販売事業等を目的とする株式会社であり、「アイキララ」という名称の美容クリームを販売している。

被告は、電気通信事業を営む株式会社である。被告は、本件ウェブサイトが設置されたウェブサーバーの管理者であり、契約者情報として、本件発信者情報を保有している（なお、本判決においては、当事者間に争いのない事実又は後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実としてこのように整理されているが、本件ウェブサイトの契約者と本件ウェブページの投稿者が相違する可能性があることについては後記第2の2のとおりである。）。

本件発信者は、被告が管理するサーバーコンピュータに開設された本件ウェブサイトにおいて、本件ウェブページを開設した者である。

(2) 本件各記載

本件発信者は、令和元年10月ころ、本件ウェブページに、原告が販売する「アイキララ」と、訴外株式会社キーラーが販売する「メモリッチ」という名称の美容クリームを比較する、下記本件各記載を含む内容の投稿記事を掲載した。

記

本件記載1 価格はメモリッチの方が高コスパで良心的

	アイキララ	メモリッチ
お試し定期コース（税抜）	2,682円＋送料	2,480円＋送料
年間定期購入（税抜） 3ヶ月ごと3本ずつのお届け	1本あたり2,533円＋送料 （合計：7,599円／1年契約）	1本あたり2,327円送料無料 （合計：6,980円／縛りなし）
内容量	10g	15g

定価ではアイキララと同じだけど.. 定期ではメモリッチがお得

単品購入はアイキララもメモリッチも同じ2,980円ですが、定期コースではメモリッチがお得です。

本件記載2 アットコスメでアイキララの口コミを見ましたが、全体的な評価は2.0とかなり低めでした。効果なし、騎された、返品できないといった声が多いようです。

全く効果なしでした。

全然ダメです。

本件記載3 1本ずつ届くお試し定期コースでも、メモリッチはいつでも解約OKなので、実質メモリッチの方が単品でもお得ということになりますね。

アイキララは定期コースを途中解約できない！

本件記載4 容器が大きい割に内容量はたったの10g

アイキララの価格はメモリッチよりもちょっと高いのですが、内容量もメモリッチより5g少ない10gです。

1回量が結構多いのに10gしか入っていないので、アイキララはコスパが悪いな...と思っちゃいました。

本件記載5 アイキララの防腐剤や香料などの添加物は副作用アリ？

本件記載6 アイキララとメモリッチを比較してきましたが、コスパや成分、口コミを見ても、やっぱりメモリッチの方がオススメです。

3. 争点

争点1：権利侵害の明白性

1-1：信用毀損行為（不正競争防止法2条1項21号）の成否

1-2：品質等誤認表示（不正競争防止法2条1項20号）の成否

1-3：不法行為責任（民法709条）の成否

争点2：開示を受けるべき正当な理由